

公立大学法人首都大学東京役員報酬規則

平成 17 年法人規則第 19 号

制定 平成 17 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規則は、公立大学法人首都大学東京の役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(役員給与)

第 2 条 役員の報酬は、常勤の役員については、本給及び通勤手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当及び通勤手当とする。

(給与の支給日)

第 3 条 給与の支給日は、常勤の役員にあつては、公立大学法人首都大学東京職員給与規則（平成 18 年度法人規則第 61 号。以下「職員給与規則」という。）第 22 条の例に、非常勤の役員にあつては、公立大学法人首都大学東京非常勤教職員給与規則（平成 17 年法人規則第 39 号。以下「非常勤給与規則」という。）第 19 条の例に準じる。

(平18規則42・一部改正)

(給与の支給方法)

第 4 条 給与の支給は、職員給与規則第 33 条又は非常勤給与規則第 18 条の例に準じて支払う。

(平18規則42・一部改正)

(本給)

第 5 条 常勤の役員の本給は、年俸とする。

2 前項の年俸の号給表は、次のとおりとする。

号給	年俸額
1	13,810,000 円
2	14,878,000 円
3	15,984,000 円
4	17,491,000 円
5	18,864,000 円
6	20,219,000 円

3 前項の年俸の額は、役員に就任する者の経歴等を勘案し、理事長が決定する。

4 前項の年俸の額は、その者の業務実績に応じ、第 2 項の規定による年俸額の 100 分の 20 の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

(平19規則44・平21規則21・平22規則13・一部改正)

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、職員給与規則第11条又は非常勤給与規則第5条の例に準じて支給する。

(平18規則42・一部改正)

(非常勤役員手当)

第7条 非常勤役員手当は、次のとおりとする。

理事 日額 33,900円

監事 日額 30,500円

(その他)

第8条 この規則の実施に関し必要な給与の支給に関する事項は、職員の例に準じる。

(平18規則42・一部改正)

附 則 (平成17年法人規則第19号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日18法人規則第42号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日19法人規則第44号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月28日21法人規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。

(平成21年6月に支給する給与に関する特例措置)

2 平成21年6月に支給する給与に関する第4条の規定の適用については、職員給与規則第33条第1号の規定を準用する。ただし、同条第1号中「3」とあるのは、「2.717」とする。

附 則 (平成21年11月27日21法人規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する年俸額の特例措置)

2 平成21年12月に支給する年俸額は、この規則第5条に定める年俸額にかかわらず、次の表に基づき職員給与規則第33条の規定により支給される額から、この規則第5条に基づき平成21年4月1日から同年11月までに支給した額に相当する額から次の表に基づき職員給与規則第33条の規定により平成21年4月1日から同年11月までに支給することとして算定される額に相当する額を減じた額を減じるものとする。

号給	年俸額
1	14,091,000 円
2	15,188,000 円
3	16,304,000 円
4	17,844,000 円
5	19,230,000 円
6	20,636,000 円

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日現在在職していない職員については、特例措置を行わない。

附 則（平成 21 年 11 月 27 日 21 法人規則第 21 号）

この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 29 日 22 法人規則第 8 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

（平成 22 年 12 月に支給する年俸額の特例措置）

- 2 平成 22 年 12 月に支給する年俸額は、この規則第 5 条に定める年俸額にかかわらず、次の表に基づき職員給与規則第 33 条の規定により支給される額から、この規則第 5 条に基づき平成 22 年 4 月 1 日から同年 11 月までに支給した額に相当する額から次の表に基づき職員給与規則第 33 条の規定により平成 22 年 4 月 1 日から同年 11 月までに支給することとして算定される額に相当する額を減じて得た額を減じるものとする。

号給	年俸額
1	13,810,000 円
2	14,878,000 円
3	15,984,000 円
4	17,491,000 円
5	18,864,000 円
6	20,219,000 円

- 3 前項の規定にかかわらず、施行期日現在在職していない職員については、特例措置を行わない。

附 則（平成 22 年 11 月 29 日 22 法人規則第 13 号）

この規則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。